

# 1 調査の概要

## (1) 調査の目的

この調査は、幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的としています。

## (2) 根拠法規

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査  
学校保健統計調査規則(昭和27年文部省令第5号)

## (3) 調査の対象

### ア 発育状態調査

調査実施校(園)に在籍する満5歳から満17歳までの幼児、児童及び生徒のうち、年齢別男女別に抽出された者。

### イ 健康状態調査

調査実施校(園)に在籍する幼児(5歳児のみ)、児童及び生徒全員。

区分	調査 実施校数	発育状態調査		健康状態調査 調査対象者数
		1校あたりの 対象者数	調査対象者数	
幼稚園	44園	44人	1,721人	2,751人
小学校	68校	96人	6,470人	29,361人
中学校	49校	120人	5,692人	19,465人
高等学校	47校	90人	4,020人	32,868人
計	208		17,903人	84,445人

(注) 調査実施校数は、文部科学省の定める方法で抽出された調査指定校の数です。

1校あたりの対象者数は文部科学省が定める人数です。ただし、定数に満たない実施校においては、全幼児、児童及び生徒が対象となります。

幼稚園には幼保連携型認定こども園を、小学校には義務教育学校(第1～6学年)を、中学校には義務教育学校(第7～9学年)及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程をそれぞれ含みます。(年齢は平成29年4月1日現在の満年齢)

## (4) 調査事項

### ア 児童等の発育状態に関する事項(身長、体重)

### イ 児童等の健康状態に関する事項(栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、視力及び聴力、目の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、尿、その他の疾病及び異常の有無)

## (5) 調査時期

平成29年4月から6月(昭和23年から毎年実施)  
学校保健安全法による健康診断等の結果に基づき調査

## (6) 調査系統

文部科学大臣 ————— 北海道知事 ————— 調査実施校(園)の長

## (7) 調査方法

学校(園)長による自計報告

## (8) 平成29年度の主な変更点

小学校、中学校の調査対象校に「義務教育学校」を追加する。

### 《利用上の注意》

- ・ 構成比及び比率については、表章単位未満を四捨五入したため、内訳の合計が一致しない場合があります。